



遺児及び心身障害児扶養手当について



志賀町に住所のあるお子さん（18歳まで）で、身体又は精神に障害をきたしており健康福祉課において、『身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳』3種類いずれかの所持又は『特別児童扶養手当』が該当となりましたら、申請対象者となります。

【支払月】 6月・9月・12月・3月 の年4回

※ 手帳等の区分が変更になった場合は、届出をお願いします。

問い合わせ先：志賀町役場住民課 ☎ 32-9122

名称	区分	支給月額（1人）	手続に必要なもの
身体障害者手帳	1・2級	5,000円 ※ひとり親のお子さんは6,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・保護者代表名義の通帳写し ・手帳の写し※ ・世帯全員の住民票 ・戸籍謄本 ※については健康福祉課から受領
	3・4級	4,000円 ※ひとり親のお子さんは5,500円	
療育手帳	A	5,000円 ※ひとり親のお子さんは6,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・保護者代表名義の通帳写し ・手帳の写し※ ・世帯全員の住民票 ・戸籍謄本 ※については健康福祉課から受領
	B	4,000円 ※ひとり親のお子さんは5,500円	
精神保健福祉手帳	1級	5,000円 ※ひとり親のお子さんは6,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・保護者代表名義の通帳写し ・手帳の写し※ ・世帯全員の住民票 ・戸籍謄本 ※については健康福祉課から受領
	2・3級	4,000円 ※ひとり親のお子さんは5,500円	
特別児童扶養手当	1級	5,000円 ※ひとり親のお子さんは6,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・世帯全員の住民票 ・保護者代表名義の通帳写し※ ・特別児童扶養手当通知書 又は証書の写し※ ・戸籍謄本※ ※については健康福祉課から受領
	2級	4,000円 ※ひとり親のお子さんは5,500円	

*その他の手当についても該当する場合がありますので役場健康福祉課で確認ください。